

令和2年第3回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和2年3月23日（月） 午後1時15分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東A会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	篠原 玲子
教育委員	綾 康典	教育委員	青地 弘子
教育部長	北村 良子	こども未来部長	三上 俊昭
理事(生涯学習・歴史文化振興担当)	田井中弥一郎	次長	大辻 利幸
管理監(学校教育担当)	三輪 光彦	管理監(幼児担当)	坂田 耕
管理監(幼児施設担当)	野田 久雄	教育総務課長	中西 美智代
学校施設課長	西堀 泰司	教育審議員	安藤 宜保
生涯学習課長	小杉 一子	スポーツ課長	中村 達夫
歴史文化振興課長	荒巻 新吾	歴史文化振興課博物館担当課長	西 邦和
教育研究所	國領 順子	学校給食センター所長	河合 菊男
八日市図書館長	松野 勝治	幼児課参事	坂田 紀代子
こども未来部次長	中田 茂行	こども政策課課長補佐	小林 忠司
こども政策課児童福祉係長	若林 広之	教育総務課教育総務係長	吉村 孝文
事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子		

以上27名

開会

教育長	皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 それではただ今から、令和2年第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。 最初に、「会議録」の承認について、委員の皆様には、「第2回定例会」、「第1回臨時会」の議事録をあらかじめ事務局から配付され、御確認いただいていると思います。会議録の内容に、御異議はございませんか。
綾委員	臨時会の議事録の方で、文字の間違ひがありました。（誤：当校⇒正：登校）
教育長	ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	では、「第2回定例会」、「第1回臨時会」の議事録につきましてはこの内容で御承認いただいたということで、後ほど、「篠原委員」と「綾委員」に署名をお願いします。 なお、本日の第3回定例会の会議録署名委員も、「篠原委員」と「綾委員」を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、「1 報告」に移ります。

はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。

最近、新型コロナウイルスの関係でバタバタした何とも嫌な雰囲気になっておりますが、まずは私からもこれに関連した報告をします。

この新型コロナウイルスの関係につきましては、前回の臨時の教育委員会でもお話しをさせていただいたところですが、改めてお話しさせていただきます。

3月3日から臨時休業を行いましたが、各校適切に対応していただいたと思っています。そのおかげで特に問題もなく、保護者の方からのクレームも学校や教育委員会には届いておりません。臨時休業については、明日をもって終了し、春休みに入ります。ただ、本市においては、新型コロナウイルスの感染者が2名発生しておりますので、発生から2週間が経過するまでの3月中については、できるだけ家庭内に留まるということで、ここまで続けてきた態勢を継続してもらおうと思っています。

4月1日からは、中学校の部活動やスポーツ少年団も再開していこうと思っています。なお、感染者として確認された方と濃厚接触された15名の方々については、全て陰性ということでしたので、本当にホッといたしました。

小学校の卒業式は、3月19日に行われました。参加者を卒業生とその保護者、教職員に限定して行うという一定の感染予防対策を行った中で、予定どおり実施させていただきました。こちら、特に混乱することなく、子どもたちには思い出に残る卒業式ができたのではないかと思います。

今後の小中学校の対応については、既に報道等で御承知のとおり、文部科学省が学校再開に向けてのガイドラインを作成するということです。今日も、参議院の予算委員会で、文部科学大臣が、基本的には全校再開するという方針を述べられています。そのような中で一定の基準を示されるものと思います。東近江市も、このまま感染者が出なければ、再開できるものと思っていますが、明日、このガイドラインが示されますので、その内容を見ながら本市としての考えを取りまとめ、最終的な決定をしていこうと思っています。

現段階での考え方を述べさせていただきます。

- 1 小中学校については、予定どおり4月9日から通常どおり再開したいと思っております。
- 2 入学式については、卒業式と同様に、新入生とその保護者、教員のみとし、来賓、在校生は参加しないという形で行いたいと思います。
- 3 始業式については、児童、生徒を体育館に集める形は採らず、教室で放送を通じて行う。
- 4 中学校の部活動については、3月中は中止し、4月から再開。スポーツ少年団についても同じです。
- 5 小学校の5月、6月に実施予定の修学旅行については、秋に延期したいと思っています。
- 6 児童、生徒に感染者が発生した時には、学校を休校とします。
- 7 児童、生徒が濃厚接触者とされた場合は、出席停止とします。これは、従来の考え方と同じですが、基本的には、まずはこういう考え方でいきたいと思っています。後で基準が出て来た場合は、それに準ずる形で考えていきたいと思っています。
- 8 市民大学の募集が、この4月からと、差し迫った状況ですが、4月からの募集は難しいという判断で、全日程を11月以降に変更できないかと現在調整中で、調整が整い次第7月、8月を目途に募集を始めたいと思っております。

御承知のとおり、クラスターの発生のリスクを下げるための三原則というのがあります。

- ① 換気を行う
- ② 人の密度を下げる
- ③ 近距離での会話や発声を避ける

以上が三原則ですが、学校においては、窓を開けて換気をする、また、換気扇があればずっと回しておく。1時間なり時間を決めて窓を開けて換気を行うこともしたいと思っています。

教室では、お互いに距離を取るようにし、隣の人に発声することを避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合は、マスクを着用する、あるいは咳エチケットの要領で対応したいと考えています。

これらに加えて、手洗い、消毒など基本的な感染防止策を徹底することで、子どもたちを感染から守りながら学校生活を再開したいと考えています。

ただ、ヨーロッパやアメリカでの対応や、また帰国者の相次ぐ感染のニュースを見ていると、全世界的に、当分大変厳しい状況が続くと思います。ですから、学校再開についても十分慎重に対応していきたいと考えています。

3月19日には、臨時校長会を開催しまして、令和2年4月1日付けの教職員の人事異動の内示を行いました。管理職については、先の臨時教育委員会でお話しさせていただいたとおりですが、一般職を含めた概要についてお話しさせていただきます。

本市としては、今年度も昨年度に引き続き、学力の向上を目指した校内組織の強化を図るため、人材育成の方針を持ちつつ、人事交流を行いました。とりわけ今後の管理職をはじめとする人材育成の必要性から中堅層はもちろん若手の育成に力点を置いたものになっています。

県全体の異動状況としては、規模としては昨年の小中学校合計で1,956件、今年は2,018件となっており若干増加しています。これは、学校の統廃合が主な要因であると聞いています。加配の配置ですが、小学校では個に応じた少人数指導加配が1名減となり、今年度から非常勤となり4校に配置されています。昨年度と比較しますと、少人数の非常勤については、2校には配置されなくなりましたが、それ以外は継続して配置されています。

中学校では、学習支援加配が1名減、児童生徒加配も1名減ということです。個に応じた少人数指導加配も1名減になっていますが、今年度から非常勤になって2名配置されています。生きる力加配は、新たに2名配置され、それ以外は、継続して配置されています。

新規採用は、県全体で小学校教諭が223人、中学校教諭が121人と、昨年度より5人多く採用されています。本市の新規採用は、小学校教諭21名、中学校教諭13名、養護教諭1名でした。これは、昨年度より小中学校で若干増加しております。県全体の採用規模と本市を見比べても、一定割合の配置になっていると認識しています。以上が、今年4月1日付けの異動の概要です。

3月議会ですが、本当にたくさんの質問をいただきました。私が回答させていただいた質問項目について御紹介させていただきますと、新型コロナウイルス感染症対策にともなう学校の臨時休業措置について、学力向上策と教育振興について、そして、非常に興味を持っていたいておりますのはGIGAスクール構想について、その他では、小中学校における日本語指導の必要な児童生徒への対応等が主な質問でした。なお、答弁の詳細については、資

教育長

料をお手元に配布させていただいておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

明日３月２４日で、３月議会が最終日を迎えます。この日に、２件の教育委員会の人事案件が提案されます。

１件は、私の教育長の任期がこの３月３１日をもって満了を迎えます。

もう１件は、賀川委員が３月３１日をもって辞職されます。

教育長については、私を引き続き選任いただくという議案です。賀川委員の後任については、同じく、びわこ学院大学学長に、４月１日付けで就任される^{おきたゆくじ}沖田行司氏を選任するという議案です。これらは、また議会での同意が得られましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。では、次に教育部長お願ひします。

教育部長

みなさん、こんにちは。今月は３月議会の報告をします。

代表質問では、(新政無所属の会) 井上議員から、社会教育の重要性と社会教育担当課の市長部局への所管替えの意義について質問がありました。色々、御心配をいただいておりますが、所管替えをさせていただいたことなど総務部を含めて回答させていただいたところで

(公明党) 吉坂議員からは、SDGs についての教育について、市職員や学習指導要領におけるSDGs の教育についてお答えしております。新学習指導要領では児童生徒には、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手になることが期待されており、SDGs の理念に沿った教育と考えているとお答えしております。

また、建築中の能登川スポーツセンター体育館は、本議会で「能登川アリーナ」と名称を変更する予定ですが、その完成が８月末に遅れた原因と新施設の年間維持費、伊庭内湖で開催されるカヌー競技大会の整備計画の概要をお尋ねいただきました。年間維持費については、空調を設置するため、電気代などの維持管理費が現状より増額することをお答えしましたのと、カヌー競技については、先日１４日に、ようやく中央競技団体の視察を受けましたので、整備概要は決定次第、発表するとお答えしております。

一般質問については、(太陽クラブ) 安田議員と(無所属) 大洞議員から、通学路の安全対策について御質問をお受けしました。県道下羽田市辺線・三津屋バイパスと市道野口上羽田線との交差点についての安全確保策と、通学危険箇所の要望に対して対策済みの箇所数が少ないのではないかということで御質問を受けましたが、いずれも可能な限りの対策をとっている旨お答えいたしました。

(日本共産党) 山中議員と関連質問で(公明党) 竹内議員から学校給食に関する質問をいただき、給食用パンの原料となる小麦の地場産率が、現在は滋賀県産で２０％、それ以外は外国産であることと、来年度は、６月・１１月・１月には１００％使用するとお答えしたほか、今回の臨時休校措置に関し、給食における緊急キャンセルのできなかった一部の食材をフードバンクに引き取っていただいたことにお答えしております。以上でございます。

教育長

ありがとうございました。次は、こども未来部お願ひします。

こども未来部長

皆さん、こんにちは。それではこども未来部からの報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症予防のための小学校臨時休校期間中の学童保育所と幼児施設の対応について報告をします。

こども未来部
長

市では2月28日新型コロナウイルスに関連した感染症の状況に鑑み「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、政府や県教育委員会からの要請のあった小・中学校の休校に対応するための協議を行い、こども未来部としては、認定こども園、保育所、幼稚園を通常どおり開所する。学童保育所を開所することが決定され、教育委員会や関係機関とその体制づくりについて協議を開始しました。学童保育所は急遽、朝7時30分からの開所となるため、運営スタッフが不足することから、小学校の特別支援員の協力を教育委員会と調整をし、市内22箇所の学童保育所を開所することができました。

また、認定こども園や幼稚園等の開所については、各園の職員にも小学校に子どもを持つ親もいることから、休暇取得をする職員が多くなれば、園の運営に支障をきたすと懸念をしておりましたが、学童保育所が早朝から開所できることとなり、休暇を取る職員が最小限にとどまりました。

公立の子育て支援センター6箇所については、3月2日から閉鎖とし、そこで勤務する保育士資格を持つ職員を、不足する認定こども園や幼稚園に勤務先をシフトし、対応をしてきました。給食については1号、2号認定児はお弁当持参としたところです。

ただし、感染予防が目的であるので、園や学童については登園や通所の自粛を呼びかけています。各施設では、手洗い、うがい、アルコール消毒および換気を行い、感染防止に努めていただいています。

次に、3月議会の代表質問と一般質問についてですが、東近江市民クラブと公明党から、子育て施策と保育士の人材確保対策について質問があり、保育サポーターの雇用拡大を図り、人材確保に努めていきたいと回答しております。

一般質問では、櫻議員から1号認定児の長期休暇中の預かり保育の実施の考えと長期休業中の学童保育の実施についての考えの質問をいただき、どちらの質問についても、実施について調査検討をしていく考えであると回答をしています。

11日の福祉教育こども常任委員会では、補正予算、2年度当初予算を審査いただき、東近江市みどりの広場条例の制定を全員賛成による採決をいただきました。

その他項目については、この後、報告をさせていただきます。

3月10日には、第2期子ども・子育て支援事業計画（案）を子ども・子育て会議の奥田会長から市長に答申をし、答申した計画を次期計画とすることが決定いたしました。

3月17日は認定こども園と幼稚園の卒園式、及び永源寺幼稚園と市原幼稚園の閉園式を挙行し、本日は保育園の卒園式ともみじ保育園と能登川ひばり保育園の閉園式を行いました。が、新型コロナウイルス感染症予防措置をしながらの式典とさせていただきました。

以上、私からの報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お出しいただきたいと思います。

篠原委員

4月1日から、中学校の部活動やスポーツ少年団が再開するということでしたが、体育館は使用しないと聞いています。そうしますと、屋外活動しかできないということでしょうか。

教育長

体育館を使用しないというのは、学校開放での話です。春休みの期間中、基本的には、昼間は学校が学童で使えるように空けておきたいという趣旨があります。ですから、使用

教育長	できるのは夜だけとなります。しかし、入学式の後には、使用できるようにしたいと思っています。
篠原委員	運動場はどうなりますか。
教育長	運動場は、今現在も使っておられます。これは、特に、招き入れることまではしていないのですが、既に使っているという実態があります。
篠原委員	3月で臨時休業により授業が中断されましたが、その未履修の分をどこかで補足する考えはお持ちでしょうか。
教育長	年度当初に、未履修の分はやってくださいと指示しています。それによって、一定期間圧縮をされてしまうので、そこをどうするかは県の教育委員会の意向も聞きながら議論していきたいということで、今はまだ結論を持っていないということです。
管理監（学校教育担当）	県教育委員会は、あえて夏休み等に授業はしない。新学期の最初の期間に未履修部分の授業、あるいは復習をなささいという指示です。
篠原委員	それを保護者の方に通知した方がいいと思います。
教育長	それは出します。
管理監（学校教育担当）	このことは、学校には随分前に伝えてあります。ですから、それを一斉メールか、成績表を渡す時に伝えるか、何らかの手段で伝えることになると思います。
教育長	いずれにしても、学校を再開する時に通知を流しますので、そのタイミングか、あるいは4月の始業式の頃のどちらかに流すつもりですが、やはりこのことは、再開する連絡とは、分けて通知する方がいいかもしれませんね。
篠原委員	一部の保護者は、未履修分は独自で勉強させておかなければならないと、心配しておられる方もいらっしゃるかもしれませんので、そこはきちんと伝えてほしいと思います。
管理監（学校教育担当）	各学校には、かなり前に流していますので、学校によっては、もう既に連絡している学校もあると思います。
青地委員	流している学校は流しているということは、流していない学校もあるということでしょうか。
管理監（学校教育担当）	教育委員会から各学校には随分前に流していますので、おそらく各学校からも保護者宛に流してくれていると思いますが、そこまでチェックはできていないということです。

青地委員	チェックできていないようでは、国の対応と同じである感じがします。今、子どもたちが学校に登校していない状態なので、通常の時期より学校からの連絡がきちんと保護者に伝わっているか不透明な状態になっていると思いますので、より確実な手段で保護者全員にきちんと伝わる方法を教育委員会としても考えてほしいと思います。そうすれば、今の未履修の部分も保護者に伝わるのではないのでしょうか。
管理監（学校教育担当）	教育委員会から学校へは、既に未履修部分は4月当初にやってくださいと指示を出しています。成績表渡しについては、各学校から保護者に向けてメールを流しておられます。小学校の場合は、多くは成績表を保護者に取りに来てもらっています。中学校の場合は、保護者は来られないので、3月25日を登校日として、生徒本人が取りに行くという指示もしています。これは、各学校によって対応の違いはありますが、連絡については間違いなく行っています。この連絡は、4月では遅いということで、既に対応していただいていると思います。登校日と成績表の渡し方については学校によって独自の対応をされています。ただ、3月中に渡すということは、共通した原則です。4月には持ち越しません。
教育長	今、申し上げているのは、基本的な本市教育委員会の考え方で、明日、出てくる文部科学省のガイドラインの内容によっては若干変更する箇所が出てくるかもしれません。しかし、開校になる件については、確実に保護者に伝えさせていただくつもりです。その際に、そのことを書き加えるか、始業式の時に別途配布物で通知するか、何らかの形で保護者にきちんと伝わるようにしたいと思います。これは、最初からそういう予定をしております。
綾委員	県教育委員会から県立高校に関して、3月24日まで臨時休業、3月25日春休み以降部活再開という方針が出ていると思います。東近江市の中学校は、4月1日からという方針でいくということでしょうか。
教育長	そうです。理由は、東近江市で2例の感染者が出たということと、一人目の感染ルートが判明していないということの懸念もあって、入院された日から2週間経過した日で設定させていただきました。
青地委員	今後は、もし、感染者が出た時に、どのように対応すべきかが問われてくると思います。仮に、感染者が教員、あるいは市の職員であった場合どう対応されるのでしょうか。
教育長	教員の場合も同じです。その場合、その学校は休校になります。また、保護者の方が感染者の場合、濃厚接触者の子どもさんは検査で陰性になるまで出席停止となります。保護者の方が濃厚接触者の場合は、検査結果が出るまで子どもさんは出席停止にしようと思っ ています。陰性なら出席しても問題ありません。 今回も、色々な風評が出て、個人攻撃はなかったように思いますが、今後もそのようなことのないように学校側には求めていく必要があると思いますし、十分に配慮していきたいと思っております。よろしいでしょうか。 では、「議案」の方に移らせていただきます。 議案の第4、5、6、8、9、11号につきましては、歴史文化振興課及びスポーツ課が

教育長

市長部局に移行することに伴う規則等の廃止に関連した議案ですので、一括して審議をお願いしたいと思います。これらの議案について担当課から一括して説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、教育総務課から議案の説明をします。

議案第4、5、6、8、9、11号につきましては、教育委員会所掌事務を市長部局に移管することに伴い、教育委員会の例規整備を行うものです。

では、順次説明をします。議案第4、5、6号については、事前に定例会の資料として配布した中にあるので御覧ください。

議案第4号について説明をします。

議案第4号は、令和2年3月東近江市議会定例会の議案第36号で、条例等の一部を改正する条例案が提出されており、15の条例を改正することとしておりますが、その条例にかかる条例施行規則で、教育委員会に關係する東近江市てんびんの里文化学習センター条例施行規則をはじめとする、13の規則を廃止するものです。

また、議案第5号は議案第4号同様教育委員会が關係する東近江市文化財保存事業補助金交付要綱をはじめとする6つの告示を廃止するものです。

議案第6号は、東近江市教育委員会が実施する埋蔵文化財にかかる調査従事者雇用要領及び東近江市における開発工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の取扱基準である2つの訓令を廃止するものです。

次に、議案第8号については今回の組織改編に合わせまして東近江市教育委員会職員職名規則の一部である職の設置を事務局組織規則に加えるため、今回、東近江市教育委員会職員職名規則を全部改正とし、この規則を整理することとしました。そして、今回、スポーツ課、歴史文化振興課が市長部局に移りますので、今まで教育委員会の職員、職名に含まれていたものを削除しました。

次に、議案第9号につきましても、今回の組織改編に合わせ、東近江市教育委員会事務局組織規則及び東近江市教育委員会公印規則からスポーツ課と歴史文化振興課を削除しました。

また、事務局組織規則では、議案第8号において削除した職の設置及び職務を整理し、新たに追加をしました。これについては、新旧対照表を添付していますので御確認ください。

次に、議案第11号では、東近江市教育委員会所管職職員の勤務時間等に関する規定から、スポーツ課と歴史文化振興課を削除しました。こちらも、新旧対照表を添付していますので御確認ください。以上、議案第4、5、6、8、9、11号の説明をさせていただきました。御審議をよろしくお願いします。

教育長

これらの議案で、御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います。

綾委員

一点確認ですが、議案第8号の東近江市教育委員会職員職名規則の全部を改正する規則を次のとおり制定する。東近江市の職員の規則に合わせるということで、教育委員会の規則がなくなるという訳ではありませんね。

教育総務課長

そうです。

綾委員	東近江市の職員の規則に準ずるということでしょうか。
教育総務課長	規則の内容は、教育委員会の組織に応じて改正しています。
篠原委員	議案第 8 号の資料の裏面に書かれているのは、変更後のものですか。
教育総務課長	そうです。
篠原委員	変更前のものがないと、何がどう変わったかがわかりにくいです。
教育総務課長	大きく変えた所は、第 3 条の「職員の職名」で、割愛教員と行政職で分けて記載しておりましたが、それをひとつにまとめ、事務職員、技術職員、指導主事（学校付けで東近江市職員として転任される先生方）、技能労務職員の 4 つの職名が教育委員会にはあるとあげている点と、先ほど、説明した職の設置を削除しました。又、職名ごとの補職名をあげています。東近江市の職員職名規則と比べると、教育委員会の職員職名規則は煩雑になっている部分がありましたので、今回の組織の改編を機に修正し整理しました。
教育長	はい。他にございませんか。
教育総務課長	3 月 2 5 日の人事異動の内示で、名称が変更になったり、追加になる補職名がありますが、今日の時点では、それは反映できていません。それはどうでしょうか。
教育長	今はまだ修正することができませんので、4 月 1 日に臨時会がありますから、そこで 3 月 2 5 日の内示の後、変更が必要な箇所を取り上げて改正するという形を取ればいいのではないですか。 よろしいでしょうか。では、議案の第 4 号東近江市てんびんの里文化学習センター条例施行規則等を廃止する規則の制定について、議案第 5 号東近江市文化財保存事業補助金交付要綱等の廃止について、議案第 6 号東近江市教育委員会が実施する埋蔵文化財に係る調査従事者雇用要領及び東近江市における開発工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の取扱基準の廃止について、第 8 号東近江市教育委員会職員職名規則の全部を改正する規則の制定について、議案第 9 号東近江市教育委員会事務局組織規則及び東近江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、第 1 1 号東近江市教育委員会所管職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、これらにつきましては、承認をいただくということによろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	はい。ありがとうございます。では、以上につきましては、原案どおり承認されたということでございます。 続きまして、議案第 7 号について担当課から説明をお願いします。

生涯学習課長	議案第7号「東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」社会教育法第9条の7第1項及び東近江市地域学校協働活動推進員要綱第4条の規定に基づき、委嘱するものです。委嘱する推進員は記載のとおりです。 推進員は各小中学校1名ずつですが、3名の方は小中学校で兼ねていただく方がいらっしゃいまして、合計28名になります。 令和2年度から新しく委嘱する方は、愛東北小学校の野々村良雄さん、永源寺中学校の岸本尚也さん、愛東中学校の奥村清和さんの3名の方です。任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。 地域学校協働活動の総合的な調整役で、学校と学校支援ボランティア等をつなぐことが主な役割となります。御審議のほどよろしく申し上げます。
教育長	説明が終わりました。これについて御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います。
篠原委員	質問ではありませんが、毎年この名簿を見せていただいています。正直申しまして、どんな活動をされているかあまりよく知りません。また、学校ごとに活動の内容も異なるのかなと思いますが、そういった具体的な活動内容を、何かの機会に教えていただきたいと思います。
生涯学習課長	おっしゃっていただいたとおり、学校ごとに活動内容や時間数も大きく異なります。また、小学校と中学校でも関わり方が異なります。小学校での主な活動は、読書での読み語りや、家庭科の実習でミシンの指導補助、地域学習などに関わっていただいています。中学校では、生徒との関わりは小学校とは少し異なりますが、環境整備の分野で関わっていただいていることが多いかと思います。
綾委員	私はあまり活動していない方ですが、基本的に、学校側の考え方と推進員の考え方が相容れた時には結構活動ができるのですが、そうでない場合もあるので、一概にどういう活動をしているとはいえずらいところですが、学校の方が、推進員にこういう人を探してきてほしいというオファーがあれば動きやすいものです。そのあたりを生涯学習課や学校教育課の方で校長会や教頭会の時にお話はしていただいています。これは学校の事情もありますから、頻繁に声をかけてくれる学校は動きやすい印象を持っています。
篠原委員	今それを伺って、学校によって差があることがわかりましたが、私たち外部のものには、そのような事情はわかりません。一般の保護者の方で、コーディネーターという名前を聞いたことはあるという人はいるかもしれませんが、実際、何をしている人なのかというと、知らない人が多いと思います。ですから、学校ごとにこんな活動をしていますというような、活動内容を可視化すれば、一般の保護者の中にも自分ならこれは手伝えると手を挙げてくれる人がいるかもしれません。そういう点でも、もう少し一般の人にも知ってもらえるようにした方がいいような気がします。
綾委員	コーディネーター通信というものを、学校を通じて保護者の方に配布されている学校もあ

綾委員	ります。また、地域の自治会長さん宛にボランティアの募集というチラシを配布されているケースもあります。熱心な学校は、学期初めに教職員の名簿の末席にコーディネーターの名前を書いてくださる学校もあります。学校によって差はあります。
教育長	活動をやってくださっていることは私も知っていますが、コーディネーターをやっていた方の年齢が、70歳を越えられている方が結構おられまして、次の世代の方も探していく必要性を感じているところです。なかなか継いでくださる方を探すのも苦勞する時代になっていくと思いますので、そのあたりも意識しながら取り組んでいく必要性は感じています。 では、議案第7号東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱については、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、原案のどおり承認といたします。 続きまして、議案第10号東近江市医学生奨学金貸付条例施行規則及び東近江市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、担当課から説明をお願いします。
教育総務課長	議案第10号東近江市医学生奨学金貸付条例施行規則及び東近江市奨学金貸付条例施行規則について、2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わることにより、保証人を立てて行う契約において、保証人が負担する極度額の設定が必要となることから、奨学金の貸付にかかる保証人の条の追加と、宣誓書の様式の変更を行うものです。 現在の宣誓書の中に、「つきましては、本条例の趣旨を固く守り、学業に精励して、貸付けを受けた奨学金については指定期日までに償還することを誓約します。」を「つきましては、本条例の趣旨を固く守り、学業に精励して、貸付けを受けた奨学金については指定期日までに償還することを誓約します。なお、保証人の保証に係る極度額は、第6条の2に定める金額であることに同意します。」に改めます。審議をお願いします。
教育長	これは、民法の改正があったことにより、極度額を設けなければならなくなったということでしょうか。
綾委員	今まで、金額の記載はなかったのでしょうか。
教育総務課長	今までは記載はありませんでした。
教育部次長	民法の改正によって、明示をなさいということになりました。今までは金額を書かなくてよかったのですが、記載しなければならなくなったものと理解しています。
教育総務課係長	そのとおりです。明瞭に定めなければならなくなりました。極度額は〇〇円というように、明確に定める必要があります。

綾委員	今までは保証人もなかったのですか。
教育部次長	保証人はありました。
篠原委員	極度額の金額は、借りた分の金額という意味でしょうか。それ以上に貸していても、50万円を上限ということではなくて。
教育長	満額です。
篠原委員	それを、今回書くようにするということですね。
教育総務課長	極度額を定めないで契約をすると、無効となるということです。
教育長	よろしいでしょうか。それでは、議案第10号は原案どおり御承認いただくということでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。それでは、議案第10号東近江市医学生奨学金貸付条例施行規則及び東近江市奨学金貸付条例施行規則については、原案どおり承認とさせていただきます。 それでは、続きまして議案第12号東近江市指定文化財の新指定について、担当課から説明をお願いします。
歴史文化振興課長	議案第12号東近江市指定文化財の新指定について、2月の定例教育委員会で、大塚町の八幡社本殿を新たに東近江市指定文化財とするため、東近江市文化財保護審議会へ諮問することについて御承認をいただきました。 3月18日開催の東近江市文化財保護審議会におきまして指定すべきと即日答申をいただきましたので、本日付で東近江市有形文化財・建造物として指定することについての決定をお願いするものです。なお、永正元年(1504年)と記された絵馬が本殿の屋根裏から発見されておりましたが、文化財保護審議委員による現地確認により、当時のものとして問題ないと判断されましたので、建築様式等からみた本殿の建築年代をうかがわせるものであるということで、修理の棟札に加え、絵馬についても附指定として追加いたしております。以上です。
教育長	説明が終わりました。これについて御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います。
各委員	(意見、質問なし)
教育長	よろしいでしょうか。それでは、議案第12号東近江市指定文化財の新指定については、原案どおり御承認いただくということでよろしいでしょうか。

各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。それでは、議案第12号は、原案どおり承認とします。 続きまして、協議事項に入らせていただきます。「令和2年度東近江市教育行政基本方針」(案)について、説明をお願いします。
教育総務課長	「令和2年度東近江市教育行政基本方針」についてご説明いたします。 教育行政基本方針につきましては、平成26年5月に策定した東近江市教育振興基本計画の基本方針及び推進施策を、総合的かつ体系的に実施するため、毎年度、推進すべき具体的な内容を定めて作成しています。今回、皆様から修正等かけていただき、令和2年度の基本方針を作成しております。内容も多いので、本日はお持ち帰りいただきまして、御確認をいただき、後日、御意見、御質問がある場合は、事務局まで御連絡ください。最終的には、4月1日開催予定の第4回臨時会において御了承をいただき決定とする予定です。 なお、今3月議会におきまして、井上議員から第3期教育基本計画の策定を令和4年度まで先送りする理由について御質問をいただいています。教育委員会としましては、市の総合計画との整合性を図るため、令和3年度に改定作業を行い、令和4年度に策定することとしていますが、新学習要領やICT教育など大きな教育の改編があり、教育振興基本計画に盛り込むべき項目もあることから、令和2年度中に時点修正を加えたいと答弁しております。そのような視点も持ちながら、御確認をいただきたくよろしくお願いいたします。
教育長	「令和2年度東近江市教育行政基本方針」については、今日はお持ち帰りいただくということで、できれば今月中に事務局の方にお問い合わせなりをいただいて、4月1日の臨時会で御承認をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。 続きまして、「和南町在住児童の通学バス利用について」担当課から説明をお願いします。
教育総務課長	和南町在住児童のバス通学について、本市では通学バス運行管理規則にて、小学校1・2年生は通学距離片道3km以上、3～6年生は片道4km以上の場合、通学バスの利用が認められています。 永源寺地区にある山上小学校では、現在2方面の通学バスを運行しています。一つは永源寺東部地域(佐目～政所方面)、もう一つは甲津畑地域です。 永源寺東部地域については、2月26日の令和2年第2回教育委員会定例会において、交通安全上の理由から、永源寺相谷町在住児童の下校時の通学バス乗車について協議、御承認をいただいたところです。 今回、協議をお願いしますのは、和南町在住児童の通学バス乗車についてです。 和南町は、甲津畑地域と山上小学校の中間にある自治会で、甲津畑方面の通学バスの運行ルート上にありますが、通学距離が2.3kmと、規則上の基準に満たず、本来、徒歩通学の地域です。しかし、同集落から学校までの通学は民家がほぼ存在しない山沿いを通学するルートしかなく、この通学路は猿などの害獣も多く出没します。そのため、低学年・少人数での下校は危険があるとして、平成26年度に教育委員会と協議・承認を経まして、同年7月から下校は通学バスを利用しています。なお、佐目以東及び甲津畑地域については、辺地等の理由から通学バス利用料については免除となっていますが、和南町については、永源寺以外の地域同様に条例に定められた金額を徴収しています。 先般、2月に和南町自治会から通学バス利用に係る要望書の提出がありました。

教育総務課長	要望内容は、 ・ 小学校 1、2 年生の登下校における通学バス利用の許可 ・ 冬季積雪時の全学年の登下校時における通学バス利用の許可を求めるものです。 上記対応が必要な理由として、次の事項が要望書にあげられています。 ・ 和南町集落から山上小学校までの区間は民家がなく、交通事故等有事の際に助けを求めることができず手遅れになる心配がある。 ・ 民家がないため積雪時に歩道の除雪が滞り、通学児童は雪で狭くなった滑りやすい車道を歩いている。 ・ 猿、鹿、猪が多く出没しており獣害に巻き込まれる危険が依然としてある。 また、聞き取り等を行った結果、その他通学バスの利用が必要となる理由として ・ 登下校時の見守りを民生委員がしてくれていますが、高齢化しており、かつ他の受け手がない。保護者は共働きが多く、家庭状況によっては負担が大きい。 ・ 今後の児童数推移では令和 3 年度は 1 年生 1 人、2 年生 2 人、5 年生 1 人となるため、児童数全体が少ない年が出てくるといったこともあげられます。 以上の事情を鑑み、事務局としては、低学年だけでなく高学年まで含めて、獣害及び交通事故の対策として、甲津畑方面の通学バスに同地域在住児童の同乗を登下校において認める必要性があると考えます。 現在甲津畑方面の通学バスは 29 人乗りのものを運用していますが、乗車人数は令和 8 年度までの児童数の推移を見ても、甲津畑町・和南町を合わせて最大 14 人までの児童数であり、現行車両を運行している限りは定員上問題はないと考えます。代替手段として公共交通機関の利用も検討しましたが、当該地域で運行しているちよこっとバスの運行ダイヤについては、登下校の時間とずれがあることから利用が困難であることを申し添えます。 事務局の報告は以上です。協議のほどよろしくお願いします。
教育長	説明が終わりました。これについて御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います。冬期とは何月を指すのでしょうか。
教育総務課係長	積雪のある時期を中心に安全対策をしたいと考えております。そうしますと、12 月初めから 3 月を想定しています。
教育長	月額いくらと決める関係で、基本的に何月から何月と決めておいた方がいいかと思います。そのあたりは地元と協議して適切に運用していただきたいと思います。
青地委員	これは、冬期のみですか。
教育総務課係長	年間通してです。地元としては、1、2 年生は通年で使わせてほしいとおっしゃっていますが、1、2 年生が使うと、令和 3 年度は 5 年生が一人で通うことになってしまいます。 地元の要望では、1、2 年生は通年、高学年は冬期使わせてほしいとおっしゃっていますが、今の人数的なことを考えますと、バスの定員上乘ることは可能なので、安全上のことも考えて全学年通年で使えるようにする必要性があると考えました。
綾委員	この場合、1 年生は下校待機ということですか。
教育総務課係長	基本的に、甲津畑は 1、2 年生を送っていく便があります。3～6 年生も、甲津畑の便に乗せてあげることになっていますので、トータル 2 便あります。

教育長	では、ただ今の件につきましては、原案どおり許可することとさせていただきます。よろしくお願いします 続きまして、「4 報告事項」に移ります。福祉教育こども常任委員会案件等について、教育部から説明をお願いします。
管理監（学校教育担当）	それでは、福祉教育こども常任委員会が3月11日に行われましたので、その時点での報告をいたしますが、現在はその後時間が経過し、変更された箇所も多くなっています。 この時に資料としてあげましたのは、 1 2月28日に出させていただいた、3月3日から3月24日まで臨時休業になると保護者に案内文 2 小中学校の卒業式は、来賓、在校生は参加しない 3 通知表は学校ごとに保護者に案内すること 4 児童生徒の過ごし方については、図書館の利用については、行ってもいいが長居をしないなどの指示 5 県立高等学校の入学試験は、無事に終了 6 滋賀県教育委員会の方から、ガッテンプリントをインターネットで配信する 7 中学校の修学旅行については、秋に延期 8 小学校の5、6月の修学旅行も秋に延期、以上となります。
教育長	これは、何度もお話しさせていただいている件ですので、御理解をいただいているかと思います。よろしくお願いします 次に、能登川スポーツセンターの工事についての説明です。スポーツ課、説明をお願いします。
スポーツ課長	それでは、お手元の資料4～6ページ、議会議決工事等進捗状況報告書（令和2年2月末現在）を御覧ください。 工事名は、能登川スポーツセンター体育館移転新築工事です。 2月末の進捗率は、上から建築工事が29.62%、電気設備工事が17.40%、機械設備工事が20.22%となっています。計画進捗率は工期を8月末と仮定しています。 進捗の内容として、建築工事では、写真①のように引き続き外部に足場を組立て、躯体の型枠工事を、建物内部では、写真②、アリーナの観覧席等の型枠にコンクリートを流し込み、写真③で、階段状の観覧席のコンクリート打設が完了しました。また、写真④で、住宅側の器具庫の上の躯体の配筋を行っています。電気設備工事では、電灯・動力幹線設備の埋設配管や自動火災報知設備などの各種電気設備の建込配管の工事を行いました。機械設備工事では引き続きコンクリートを打ち込む前の配管を行いました。 今後につきましては、先にアリーナの観覧席のコンクリート工事を行いましたので、3月は写真④などのコンクリート工事や1階躯体のコンクリート打設、体育館上部の躯体の配筋に取り掛かります。
教育長	それでは次に、「聖徳中学校、蒲生西小学校の大規模改修工事の進捗状況について」学校施設課をお願いします。

学校施設課長

それでは、お手元の資料 7 ページ、議会議決工事等進捗状況報告書（令和 2 年 2 月末現在）を御覧ください。

市立聖徳中学校大規模改修工事に伴う 2 月末の進捗率です。建築工事が 3. 2 2 %、電気設備工事が 1. 0 5 %、機械設備工事が 1. 2 8 %です。

1 月から引き続き普通教室棟の外部足場を土日曜日を利用して設置をしております。また、普通教室 1 室及び音楽室 1 室の内部を改修しています。

今後の予定は、内部の改修として引き続き普通教室 1 室及び音楽室 1 室を改修し、多目的室、コンピューター室、作業室の解体を始めます。また、管理教室棟及び作業室棟の外部足場の設置に取り掛かります。

続きまして、資料 8 ページを御覧ください。市立蒲生西小学校大規模改修工事に伴う 2 月末の進捗率です。建築工事が 3. 8 0 %、電気設備工事が 1. 8 0 %、機械設備工事が 1 4. 3 0 %です。2 月は外部足場の設置を行い、内部においては教室内のファンコイルの撤去を開始しました。

今後の予定は、外壁の調査及び防水洗浄を行い、外部配管工事を開始します。以上、報告とします。

教育長

教育部の方の報告が終わりました。これについて御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、「新型コロナウイルス感染症予防に関する所管施設の対応について」こども未来部から報告をお願いします。

こども未来部
次長

新型コロナウイルス感染症予防に関する所管施設等の対応についてということで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制と予防のため、国及び県の要請に基づき市内の公立小中学校が 3 月 3 日から春休み前の 3 月 2 4 までの期間、休校となっております。

しかし、保育園、認定こども園、幼稚園のこども未来部所管施設等につきましては、共働き世帯が多く利用しており、家に一人であることができない年齢の子どもたちであることなどを考慮し一斉臨時休園の対象とはされず、学童保育所についても保護者の就労状況を考慮し原則的に長期休暇同様の開所が要請されましたので、本市においても開所とし、子どもたちはもちろん、職員についても手洗い、うがいの励行、こまめな換気、アルコール等での消毒など感染予防の対策を徹底して開所しております。

ここまで幼保や学童の現場においては、特に大きな問題が起こっているとは聞いておりません。運営関係者の御尽力に感謝しております。また、運営に関しては保護者のみなさんの御理解御協力と教育委員会の特別支援教育支援員のみなさんの御協力をいただいております、感謝申し上げる次第です。

さて、主な所管施設の開所状況とこの時期の事業につきましては、資料のとおりでございます。不特定の人が集まる事業や飲食を伴う可能性のある事業など、一部の施設や事業についてはやむなく休館や縮小といたしておりますが、この時期は年度末で保育や教育の節目となる行事などが数多く予定されておりました。特に卒業、卒園式などはすべての学校や園で例年どおりに多くの保護者や在校生、来賓の出席の下、盛大に門出をお祝いすることができない式典となりましたが、その分、先生方など関係者のみなさまの創意工夫で例年に劣らない心のこもった式典としていただきました。

こども未来部 次長	公立の幼稚園・認定こども園については、3月17日に修了式、卒園式を、保育園につきましては、本日午前に卒園式を挙行させていただきました。 なお、入園式は4月7日（火）に認定こども園13園、4月10日（金）に幼稚園5園の入園式を予定しておりますが、卒園式同様に関係者と保護者のみの規模を縮小しての挙行となる予定です。 また、市が運営している6箇所の子育て支援センターはアルコール消毒などの感染予防対策を徹底した上で3月25日（水）から開館を予定しており、民間の「つどいの広場」7箇所についても、それぞれで感染予防対策の準備が整い次第開館の要請を行っております。 ハートピア八日市の児童センターについても、3月25日から同様に開館予定となっております。しかし、国内の感染状況の報道を見る限り、地域によっては散発的に小規模の集団患者が発生するなど未だ峠を越えたとは言いきれない状況であり、残念ながら市内でも感染された方がおられます。 新型コロナウイルスから子どもたちを守るために、保護者や市民のみなさんには今しばらくご不便をおかけすることになりますが、やむを得ない措置と御理解をお願いする次第です。
教育長	ありがとうございます。今の件で、何かございますでしょうか。 それでは次に、「幼児施設卒園式、入園式等の日程について」幼児課、お願いします。
幼児課参事	卒園式、修了式につきましては、教育委員の皆様にはお願いしていましたが、このような情勢ですので、規模を縮小して行いました。入園式につきましても規模を縮小して実施する予定ですので御理解をいただきたいと思います。
教育長	続きまして、「令和2年度こどもの家（学童保育所）の入所申込状況について」こども政策課お願いします。
こども政策課 課長補佐	令和2年度学童保育所の入所申込状況です。学童保育所の入所受付は、それぞれの運営主体で実施していただいております。申込期限は早いところで11月、遅いところでは2月末となっています。資料の4ページを御覧ください。 学童保育所は、全ての小学校区にあり、来年度のクラブ数は38クラブとしています。これは、箕作学童の入所申込みが多かったため、3クラブでは施設面積が不足するため、小学校体育館の軽運動室を学校と共用使用ではありますが、借用させていただくことができるようになり、1クラブ増加になる予定です。 次に申込期限までの入所申込者が合計1,590名、入所決定者が1,573名となっています。箕作と蒲生東以外は、申込みされた方は全て、入所決定の承諾をしていますが、箕作13名、蒲生東4名、合計17名は不承諾者となっています。箕作については学校の軽運動室を借用することで施設は確保できましたが、今のところ指導員の確保ができていません。蒲生東についても、指導員が休暇に入るため人員が不足しており、どちらも人員が確保出来次第の受け入れとなる予定です。 次に、申込期限後の入所申込者は合計26名となっています。入所決定の承諾を出した後、各運営主体では、承諾を出した分の受け入れができるよう指導員を募集し、次年度へ向けての体制を整えました。しかし、申込期限後にも入所希望があり、現在、期限後の申込みに対

こども政策課 課長補佐	しても受け入れできるよう、引き続き指導員の募集は行っておりますが、現在、まだ人員体制が整っておりません。いくつかの学童で、指導員不足となり、人材確保に苦慮しております。年々指導員の処遇は改善されてはおりますが、市といたしましても、指導員の処遇改善を図り、安定した雇用が確保できるよう、今後も引き続き、国県へ財政的支援の要望に努めていきたいと考えています。
教育長	説明が終わりました。これについて御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います。
篠原委員	この資料の「新型コロナウイルス感染症予防に関する所管施設の対応について」の一覧表ですが、民営つどいの広場や子育て支援センターは3月25日から開け、小学校の体育館等は4月1日から開けるということになっています。開設日は合わさないのでですか。
こども未来部 次長	様々な要望をお聞きしている中で、十分な安全対策をした上で開けるということにしています。あくまで要望にお応えする形でそうしているということです。
教育長	学童についてもう一度確認しますが、申込期限後でも、ほとんどが受け入れられるということでしたよね。 受けられないのは、どこでしたか。
こども政策課 課長補佐	申込期限までに申込みをいただいた方で、不承諾になっているのは箕作と蒲生東だけです。申込期限後に申込みをいただいた26名の方は待機していただいています。
教育長	申込期限後は、全部不承諾になっているのですか。
管理監（幼児 施設担当）	はい。待機していただいています。
教育長	申込期限後はすべて待機なのですか。それは何故ですか。
こども政策課 児童福祉係長	申込期限までの方は受け入れられるように人員の体制は整えています。申込期限後は玉緒でしたら今4人ほど待っていただいています。その方を受け入れるだけの職員の人員体制が整えられていないので、申込期限後の方は待ってもらっています。
教育長	3人とか4人でもその職員の人数は不足するのですか。
こども政策課 児童福祉係長	はい。
教育長	基本的には全部、人員による不足で待機者が出ているということですか。

こども政策課 児童福祉係長	そうです。
教育長	これは、例えば学年で切るとか就労条件で切るとか、結構シビアにみるようになってきているのですか。
こども政策課 課長補佐	それにつきましては今後検討していく予定でいます。
篠原委員	この表の中には定員が書かれていませんが、例えば、箕作は13人の不承諾者があって、その後に5人期限後の申込みがあったということですが、定員は出せないのですか。
こども政策課 児童福祉係長	今回については、第4学童として軽運動室をお借りさせていただくことができ、基本的にはこの18名を受け入れることができます。ただ、職員の関係で受け入れることができないということです。
篠原委員	職員が例えば何人いるので、何人は受け入れられますという定員は出せないのですか。
こども政策課 児童福祉係長	職員についても正規の職員だけでは回れない部分もあり、パート職員及び正規職員が何人かがいてはじめて学童としては開けられるというのを運営主体にも確認しているところです。1人雇ったから必ず第4学童をすぐに開けられるという状況ではないということは御承知おきいただきたいと思います。
教育長	キャパだけだったら定員は出せるけども、人員まで入れると定員が約束できないということですか。
こども政策課 児童福祉係長	はい。
教育長	よろしいでしょうか。では、幼児施設課お願いします。
管 理 監 (幼 児 施設担当)	市立永源寺幼児園新築工事（永源寺もみじ幼児園）です。令和2年2月末現在の進捗状況です。今日現在、工事業者のご協力もあって無事完成致しました。3月25日に竣工検査をし、26日に引渡しになっています。また、土曜日、日曜日に急ぎ引越しを行う予定です。 3月末現在の進捗状況についても、本来は報告すべきですが、今日現在完成しておりますので、進捗状況の報告は本日をもって最後とさせていただきます。 少し契約金額に変更がありまして、建築工事、電気設備工事、機械設備工事合わせまして、926万9,700円の増額になり、工事費の合計と設計管理費の合計で6億8396万7100円で完成しました。建築工事については議会に専決事項ということで契約させていただいた後に、一番近い議会で報告させていただいております。また、教育委員の皆様には、既に御案内のとおり、4月4日（土）午前9時30分から予定とおり竣工式を実施させてい

管 理 監 (幼 児 施設担当)	ただくことになっておりますので、その際には是非木造園舎を御覧いただきたいと思います。 午後から予定しておりました内覧会につきましては、今回は中止としますが、別途機会を設けて地元の方にも見ていただきたいと希望しています。以上です。
教育長	ありがとうございました。御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います。よろしいでしょうか。 では、ここで先ほどの協議事項の２点目、「規則制定に係る協議について」の説明をお願いします。
教育部次長	「規則制定に係る協議について」について説明をします。 これについては、今回の事務移管に伴い、てんびんの里文化学習センターが、社会教育機関の施設ということで、社会教育法に基づく施設となっています。 社会教育機関の施設につきまして、規則を定める場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第３３条第３項の規定により、教育委員会に協議をしなければならないとなっています。それで、この度、市長から規則制定について協議があったというものです。 内容については、先ほど、議案第４号で教育委員会としての規則を廃止をしましたが、その内容がそのまま市長部局から市長名で規則として制定されますので、内容的には、既に廃止したものと同一のものです。今回、市長が規則を制定することについて協議をしたということです。
教育長	説明は終わりました。他に廃止が必要な、これに該当するものはありませんか。
教育部次長	はい。他のものは、文化財保護法に関係した博物館、及び類似施設ということで、それらはこの社会教育法に規定する施設ではないので、協議が必要なのはこれだけとなります。 てんびんの里文化学習センターは、生涯学習センターという機能も持っていますので、本来、生涯学習課が所管するべき施設ですが、それをこれまで歴史文化振興課が管轄してきたという経緯がありますので、今回対象となりました。
教育長	説明は終わりました。
綾委員	一つ伺いますが、第７条（１）危険物を携帯し、又は、動物を連れて入館しないこと。とありますが、盲導犬等介護にかかわる動物の規定は、別にあるのでしょうか。
歴史文化振興 課博物館担当 課長	てんびんの里文化学習センターの入り口の扉に、「盲導犬等の介助犬はどうぞお入りください」とステッカーを貼って表示しています。
綾委員	では、そのことはあえて条例には記載する必要はないということでしょうか。
教育部次長	書く方がいいとは思いますが、「盲導犬は除く」と、そういう意見を付けて出すことは可能です。

綾委員	お願いします。
教育長	他はよろしいでしょうか。では、今の意見を付して協議に対する回答ということでお願いします。 続きまして「5 その他」に移ります。それでは各課から報告をお願いします。
各課説明	○教育研究所・・・・・・・・・・教育研究所だよりNo.199.No.200 ○生涯学習課・・・・・・・・・・報告事項 ○歴史文化振興課博物館・・報告事項 ○図書館・・・・・・・・・・報告事項
教育長	今の各課からの報告について、御意見や御質問がございませんでしょうか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	よろしいでしょうか。以上で、すべての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	よろしいでしょうか。では、次回の日程を決めさせていただきたいと思います。 次第にありますように、第4回臨時会は令和2年4月1日(水)12時から、赴任式終了後、「てんびんの里文化学習センター」にて開催しますのでよろしくお願いします。 また、第4回定例会につきましては、当初、4月22日としておりましたが、都合により4月21日(火)の午後1時からに変更させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。場所は市役所 東庁舎D会議室です。 第5回定例会の日程を決めたいと思います。レジメには何日か(5月25日(月)・26日(火)・27日(水)・28日(木)・29日(金))と候補日をあげておりますが、都合で火曜か金曜日の午後でお願いしたいと思います。委員の皆様の御都合はいかがでしょう。
各委員	(日程調整)
教育長	それでは、第5回定例会につきましては、5月26日(火)午後ということで、よろしくお願いします。 その他、連絡事項等を事務局からお願いします。
事務局	(当面の予定 事務局)
教育長	以上をもちまして、令和2年第3回教育委員会定例会を終了させていただきます。

教育長

この後、休憩をはさんで、午後３時４５分から第３回の臨時会を開催しますのでよろしく
お願いいたします。以上です。ありがとうございました。

会議終了

午後３時４０分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
